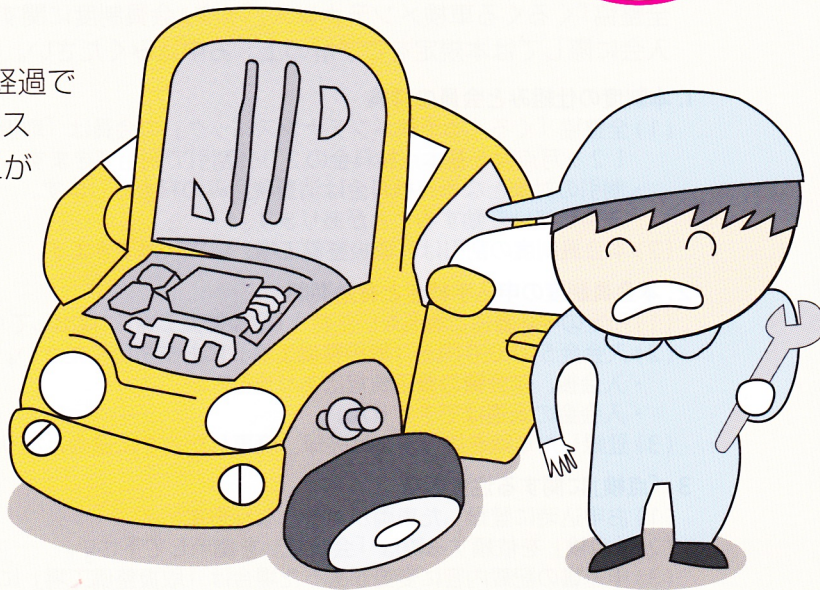


安全・快適なカーライフをサポート

# 全くるメンテパック 新商品

全整協くるくる車検メンテナンスパック

クルマは走行することで磨耗し、時間の経過で部品が劣化します。定期的なメンテナンスをしていないと、路上での故障、またそれが原因で事故などの不安があります。「全くるメンテパック」は6ヵ月毎の定期点検をパッケージすることでお得な価格を実現しました。豊富な知識と経験を持ったサービスマンに面倒な点検、整備をおまかせください。



会員募集中  
入会金  
5,000円

全くるメンテ会員  
点検料割引

## 20% OFF

入会と同時に会員割引が適用されます

- 軽自動車・自家用乗用車・小型貨物車が対象です（事業用車両を除く）
- 入会金 5,000円（1車両）車両の名義変更・廃車まで継続してサービスをご提供します（年会費なし）
- 車検・法定点検を含む6ヶ月ごとの定期点検の点検料金が20%割引（費用はその都度のお支払になります）
- 6ヶ月ごとに「点検のご案内ハガキ」でご通知します

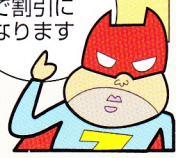
### おトクな「全くるメンテパック」イメージ

1年目	6ヶ月安心点検	点検料金 <b>20%割引</b>
	1年法定点検または車検	
2年目	6ヶ月安心点検	
	1年法定点検または車検	
3年目	6ヶ月安心点検	
	1年法定点検または車検	
4年目	6ヶ月安心点検	
	1年法定点検または車検	
5年目	6ヶ月安心点検	
	1年法定点検または車検	

6年目以降も継続してサービスをご提供します  
（車両の名義変更・廃車にて終了）

- メンテナンスサービスはお申込の取扱整備工場で実施します
- 点検の結果、修理・整備が必要な場合の費用（部品代・技術料）は別料金になります
- お車の持ち込み、引き取りはお客様ご自身でお願いします

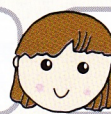
入会金だけで割引になります



クルマの故障予防士



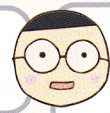
日常点検を全然してないんだけど快適に乗りたいうー



このクルマは気に入っていて10年は乗りたい



スーパーに買物する程度だけど安心して乗りたい



毎日乗っています事故はもちろんんだが故障すると大変困る

安全に乗り続けたい  
皆様にぜひおすすめします

自動車には安全に走行するために定期的な点検整備を行うことが法律（道路運送法）で義務付けられています。点検時期は6ヶ月点検（10項目）12ヶ月点検（26項目点検）と車検時期と重なる24ヶ月点検（56項目）で、不備があればしっかりと整備することが必要です。

取扱整備工場名

**大角自動車**  
姫路市広畑区高浜町1-108-2  
TEL (079) 236-0404



## 全整協「くるくるメンテパック会員」会員規定

全整協『くるくる車検メンテナンスパック』会員制度に関する規定を以下のとおり定めます。入会に際しては本規定をご了解の上、お申込みください。

### 1. 本制度の仕組みと会員の特典

- (1) 全整協「くるくる車検メンテナンスパック」の会員は「取扱整備工場」にて、車検および6か月、12ヶ月点検を基本点検料金の20%割引で利用できます。
  - ・割引の対象となる点検料金は消費税込みの料金とします。
  - ・通常価格は変動することがあります。
- (2) 本会員制度の割引は「取扱整備工場」にて利用できます。

### 2. 本会員制度の申込手続きと有効期間

- (1) 所定の申込書にご署名をいただき「取扱整備工場」に提出してください。
- (2) 入会金5,000円を「取扱整備工場」にお支払いください。
  - ・入会后、年会費の費用負担はありません。
  - ・入会金の返還はできません。
- (3) 登録した車両を譲渡または売却、廃車したときに退会となります。

### 3. 「点検」に関する注意事項

- (1) お申込時に登録した車両が対象となります。
- (2) 「点検」を依頼する際は「会員証」を提示して下さい。
- (3) 申込書の記載内容に変更があった場合は「取扱整備工場」にご連絡ください。
- (4) 点検および車検はお客様が「取扱整備工場」に登録車両を持ち込み、引取りをしていただくこととします。

### 4. 個人情報について

- (1) 入会に際して「取扱整備工場」が取得したお客様の個人情報は車検・点検に関する業務と自動車に関連したお知らせの目的の範囲内で「取扱整備工場」と「全整協」および提携する企業が共同利用をします。

### 5. 退会

- (1) 退会はいつでも行えます。所定の退会届を提出してください。
- (2) 入会から2回続けて車検の入庫がない場合は退会となります。
- (3) 会員の方による本制度の主旨に反する行為が発生した場合は「取扱整備工場」の判断により退会となることがあります。

### 6. 規定の変更・終了

- (1) 本会員規定は会員の皆さまに予告なく変更、あるいは一定の告知期間を設けたうえで終了することがあります。あらかじめご了解ください。

### 7. その他

- (1) 本規定に定めのない事項については日本国の法律が適用されるものとします。
  - ・本会員制度と規定に関して紛争が生じた場合、第一審は「取扱整備工場」が指定する裁判所とします。
- (2) 本会員制度に関するお問い合わせは「取扱整備工場」または全整協にお申し出ください。

平成25年2月1日

全国自動車整備協業協同組合協議会（略称：全整協）

住 所 東京都中央区日本橋2-2-5 富田ビル2F

電話番号 03-3271-3765

**オイル交換やワイパーゴム交換も含んだメンテパックの作成もできます！**